

市政情報

監査

監査委員事務局

監査

監査委員事務局

●監査委員制度

監査委員制度は、昭和21年の第一次地方制度改正によって初めて設けられた制度であり、その後制定された地方自治法において、監査委員は、長の指揮監督を受けない独立の第三者執行機関の一つとして法律の上で明確に位置付けられました。

また、このときに、補助組織としての書記（事務局）の設置も定められました。

●監査委員

主として地方公共団体の財務に関することと経営に係る事業の管理を監査する執行機関です。

監査委員は、独任制といって合議制による委員会（教育委員会や選挙管理委員会など）とは異なり一人ひとりが独立して職務を遂行し意思を決定するのが原則とされています。ただし、監査の結果に関する報告または監査の結果に基づく意見を決定するときは、合議によるものとされています。

なお、監査委員は法律により、職務権限、定数、任期等が定められています。

●監査委員事務局

事務局は、監査委員の監査方針に従って、監査事務の補助（資料の収集、ヒアリングなど）を行っています。

●目的

監査及び検査並びに審査等（以下、「監査等」という。）は、地方自治法等に基づき市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とし、監査及び検査の実施結果を公表しています。

●監査の主な業務

（１）定期監査

毎会計年度期日を定めて、財務等に関する事務の執行及び事業経営に係る管理状況が適正かつ合理的に行われているかを監査します。

（２）例月現金出納検査

会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかについて検査します。

（３）決算審査

一般会計、特別会計及び企業会計の決算を対象に審査します。

監査委員は計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営等が適正かつ効果的に行われているかなどを審査します。

（４）基金運用状況審査

基金運用調書等の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査します。

(5) 財政健全化審査・経営健全化審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定は適正に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、適正に算定されているか審査します。

(6) 財政援助団体等監査

市が補助金等を交付する団体等が実施している事業が、その目的に沿って適正に行われているか補助金等の使途は適切か、所管課の当該団体に対する指導監査が適切に行われているかについて監査します。

(7) 指定金融機関等の検査

地方自治法第243条の2第10項及び同法施行令第168条の4第3項並びに地方公営企業法施行令第22条の4第3項の規定により、会計管理者等が行う金融機関等に対する検査結果について報告を求める場合があります。

(8) その他の監査

- ・ 工事監査、行政監査、随時監査

必要の都度、監査委員の協議により対象工事を定め、実施する場合があります。